

河第417号

令和4年（2022年）7月28日

国土交通省

九州地方整備局長 様

熊本県知事 蒲島 郁夫

（ 公 印 省 略 ）

球磨川水系河川整備計画の策定について（回答）

令和4年7月1日付け国九整河計第19号で意見聴取のありましたこのことについて、河川法施行令第10条の4第2項に基づき、球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕（案）に対し関係市町村長へ意見を聴取したところ、計画内容の変更を求めるような意見はありませんでした。

このことも踏まえ、県としては、同計画（案）が「緑の流域治水」による、球磨川流域における「命と環境の両立」、「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」、「持続可能な発展」の実現を基本理念とし、本県の方向性と一致していることから、異存ありません。

なお、今後は、河川整備計画の策定を速やかに進めていただくとともに、河川整備の実施に当たっては、流域における暮らし、歴史、文化などを踏まえ、次頁以降に示す項目について、御配慮いただきますようお願いいたします。

今後の河川整備に当たり、以下の項目を要望します。県も流域市町村や関係機関等と協働して参りますので、実現に向けて積極的な取組みをお願いします。

1. 治水対策について

令和2年7月豪雨で被災した流域の一日も早い復旧・復興のため、河道掘削、遊水地、輪中堤、宅地かさ上げ等の河川整備を迅速かつ着実に進めるとともに、新たな流水型ダムを可能な限り早く完成させていただきますようお願いします。

また、新たな流水型ダムを含む施設整備が完成するまでの間において、施設の能力を上回る洪水が発生した場合においても、国のリーダーシップにより関係機関の連携・調整を主導し、整備段階毎の多段階リスクについて、地域社会への情報提供等によるリスクコミュニケーションなどにより、地域の人々の「迅速かつ的確な避難」と「被害最小化」を図る取組みを推進していただくようお願いします。併せて、市房ダム再開発について、早期の事業着手に向けて、洪水調節機能の増強に向けた調査・検討を推進いただきますようお願いします。

さらに、流域全体で洪水時の堆積土砂や流木の発生をできるだけ防ぐため、森林・治山・砂防事業に取り組む関係者との連携・調整をお願いします。

2. 河川整備計画[県管理区間]との連携について

緑の流域治水を迅速かつ着実に推進できるよう、また、本支川及び上下流バランスや沿川の土地利用を踏まえて、流域内のそれぞれの地域で安全度の向上・確保を図り、水系として一貫した河川整備が実施されるよう、県が河川整備計画[県管理区間]に基づき実施する河川整備との連携に御配慮いただきますようお願いします。

3. 河川環境について

新たな流水型ダムは、安全・安心を最大化するものであると同時に、球磨川の環境に極限まで配慮し、清流を守るものである必要があります。

この点を流域住民の皆様にご確認していただくためにも、引き続き、法と同等の環境アセスメントを着実に実施するようお願いします。併せて、今後、県が構築する、流域市町村や流域住民の皆様とも一体となって、事業の方向性や進捗を確認していくための仕組みについても、積極的な御対応をお願いします。

さらに、水没予定地の環境について、最大限の御配慮をいただきますようお願いします。

4. 水源地域の地域振興について

新たな流水型ダムを含む「緑の流域治水」の推進に当たっては、村の中心部が水没予定地となり、水没世帯の7割以上が村外に移転した五木村やダム建設予定地となる相良村の振興は極めて重要です。五木村の住民が、これから先も豊かに、安心して末永く五木村で暮らしていけるよう、引き続き、生活再建や振興についての御支援をいただくとともに、相良村の「復興むらづくり計画」等に掲げる取組みについても、早期実現に向けた御支援をいただきますようお願いします。

5. 流域住民の理解を深める取組みについて

事業実施に当たっては、地元へ丁寧な説明を行うなど、流域住民等の理解を深めるための取組みを進めていただきますようお願いします。

6. 特定多目的ダム法に関する手続きについて

河川整備計画策定後、特定多目的ダム法に基づく「川辺川ダムの建設に関する基本計画」の廃止手続きを進めていただくようお願いします。

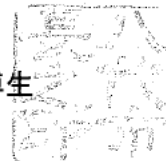
7. 関係市町村長の要望事項について

関係市町村長の意見には、添付のとおり、個別の要望事項が付されたものもありますので、これらについても御配慮いただきますようお願いします。

八市企政第101号
令和4年7月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

八代市長 中村 博生



球磨川水系河川整備計画 [国管理区間] (案) に関する意見について (回答)

令和4年7月1日付け河第364号で照会がありましたこのことについて、異存ございません。なお、下記事項にご留意いただくようお願いします。

記

- ・ 球磨川流域住民の生命と財産を守り、安全・安心な暮らしが送れるよう、球磨川水系河川整備計画に基づき、川辺川における流水型ダムを含む河川整備事業を、一日も早く着実に実施していただきたい。
- ・ 河川整備事業等の実施にあたっては、流域市町村の復興まちづくり計画等と連携し、八代市を含め流域市町村の振興に向けた取組を強力に推進していただきたい。また、今後も的確な情報発信と流域住民への丁寧な説明を行い、合意形成を図っていただきたい。

<問合せ先>

八代市総務企画部企画政策課 担当: [REDACTED]

TEL:0965-33-4104 FAX:0965-33-5125

Mail: [REDACTED]

人復道第 277 号

令和4年 7月 22日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

人吉市長 松岡 隼人



球磨川水系河川整備計画[国管理区間] (案) に関する意見について (回答)

令和4年7月1日付け、河第364号による球磨川水系河川整備計画[国管理区間] (案) に関する意見の照会について、下記のとおり回答します。

記

意 見

令和2年7月、流域の大部分にかかり発生した線状降水帯が長時間にわたり停滞したことによる記録的な豪雨は、本市を含む球磨川流域市町村に甚大な被害を及ぼしました。

今後も気候変動に伴う豪雨の更なる頻発化や、被害の激甚化が懸念されているところであり、球磨川水系河川整備基本方針に沿った流域治水の推進により洪水氾濫等による災害の発生防止や軽減に取り組んでいくことについては、大いに賛同するところであります。

また、本市はこれまで、昭和41年7月の「川辺川ダム計画」発表後、長年にわたりダム問題に向き合ってきた経緯があり、そして、令和2年7月豪雨災害により、尊い人命や身体、財産に甚大な被害を受けました。この球磨川水系河川整備計画においては、「緑の流域治水」による、球磨川流域における「命と環境の両立」「令和2年7月豪雨からの復旧と創造的復興」「持続可能な発展」の実現」の基本理念のもと、全力をあげて河川整備に取り組まれることに大いに期待し、早期実現を願うものであります。

なお、今後の河川整備計画に基づく事業の実施にあたり、以下の点について河川管理者へ要請いただきますようお願い申し上げます。

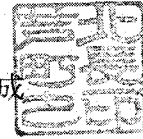
- 1 球磨川は、自然豊かな恵みを流域にもたらし、球磨川くんだりや球磨焼酎といった地域を代表する産業を育むなど、母なる河川として住民生活や観光、農業などの地域産業と密接な関係にあることから、清流の維持をはじめ良好な河川環境の保全について十分に配慮されたい。

- 2 球磨川水系の将来にわたる流域治水については、国、県、関係市町村、すべての関係者が協働し、その責務を果たすことが求められる。特に、遊水地等の治水対策に関しては、その計画段階から関係機関や地域住民に十分な説明を行い、関係者の理解のもとに推進されたい。
- 3 本市の復興まちづくりの大前提でもある流水型ダム建設をはじめ治水対策の推進によって、1日も早い流域の復興、安全・安心の確保をはかられたい。
また、流水型ダムについては命と環境の両立という崇高な目標と水源地域の振興という命題を解決すべく事業推進に努められたい。
- 4 河川整備計画策定後も、無堤地区への対応や堤防強化等の地域住民の不安の解消に努められ、計画期間の中にあっても可能な限り、その時点における最新、最高の知見を持って河川整備を検討、実施されたい。
- 5 本地域復興の最大課題の1つでもある鉄道の復旧については、球磨川等の災害復旧工事に密接に関連していることから、地域資源である鉄道の再生という観点からも河川整備の推進をはかられたい。
- 6 本市の都市計画区域マスタープランについては、令和5年度策定に向けて改定作業を進めており、今後、河川整備計画の推進される上では、最新の本市計画等との連携をはかられるようお願いしたい。

芦建第243号
令和4年7月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

芦北町長 竹崎 一成



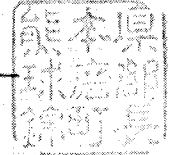
球磨川水系河川整備計画[国管理区間] (案)に関する意見について(回答)

令和4年7月1日付け河第364号で照会のありましたこのことについて、
特段の意見はありません。

球錦地第4472号
令和4年7月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

錦町長 森本 完



球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕（案）に関する意見について
（回答）

このことについて、別紙のとおり回答します。

球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)に関する意見

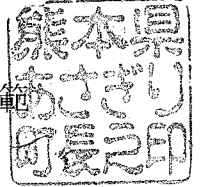
未曾有の被害をもたらした令和2年7月豪雨から2年が経過し、国をはじめ県、流域市町村及び流域住民による復旧・復興へ向けた取り組みが日々進められてはいるものの、被災者の生活再建は未だ遠く、また、インフラ整備においても道半ばであり、とりわけ、国道219号の全面復旧には流失した10橋をはじめとした交通インフラの一刻も早い復旧・復興が望まれるが、その大前提が治水であり、近年の気候変動を考慮すると10年、20年単位での復旧は到底待つことができない。流域住民の安全安心な生活が一日でも早く実現できるよう、川辺川ダム(流水型)の早期着工と早期完成を目指し努力していただきたい。

また、五木村と相良村においては、昭和41年の川辺川ダム建設計画発表以来、ダム建設の受け入れと白紙撤回など幾多の難局に直面しながらも生活再建や地域振興に懸命に努力してきており、両村に対しては、最大限の振興対策等を講じていただくようお願いする。

あさ建第2580号の2
令和4年(2022年)7月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

あさぎり町長 尾鷹 一純



球磨川水系河川整備計画 [国管理区間] (案) に関する
意見書について (提出)

このことについて、別添のとおり河川法施行令第10条の4第2項に基づき、
提出します。

球磨川水系河川整備計画[国管理区間](案)に関する意見書

あさぎり町

河川の整備の実施に関する事項について

「流下能力を向上させる対策」として、上流部の整備においては河道掘削等を計画されています。これまでも樹木伐採、高水敷や支川合流部の堆積土砂撤去など早急に取り組んでいただき感謝するところであります。

しかしながら、石坂堰から中島橋下流の低水路部に土砂が堆積していることは、洪水時における水位の上昇が早まり、伊賀川排水樋門の全閉による内水被害の発生に影響があるものと思われまます。長い間、球磨川と生活を共にしてきた地域住民にとりましても、土砂堆積で水深が低下していることを懸念する声もあり、昔のように川遊びが可能な環境の復活を望んでおられます。

流水部の河床掘削を積極的に実施し水深を確保することで、カヌーやボートの利用もできる環境が整えられ、引き続き樹木伐採や堆積土砂の撤去に取り組んでいただくことで、景観の向上や河川環境の改善とともに、河川公園の利用と併せて地域の活性化にもつながるものと思ひます。

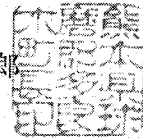
「内水対策」として、河川の水位を低下させて内水氾濫の被害軽減につなげる取り組みの推進とありますが、川瀬集落におきましては、これまでも球磨川の水位上昇のたびに内水被害が発生していることから早期の対策を要望してきたところでもあり、あさぎり町としても伊賀川の内水被害対策に取り組んで参りますので、球磨川における対策としてできることに取り組んでいただき地域住民が安心して生活できる環境整備を期待します。

地域の課題をお汲み取りいただき、防災対策に加え豊かな河川環境の整備のために確実な事業の推進をお願いします。

多建発第145号
令和4年7月20日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

多良木町長 吉瀬 浩一郎



球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)に関する意見について
令和4年7月1日付け河第364号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

河川整備計画に対しましては特段の意見はございません。河川整備計画の一層の推進をお願いします。なお、整備・改修予定地に国・県・町指定文化財がある場合は関係部署等との事前協議をお願いします。また、球磨川は日本遺産の構成文化財であるため、景観への配慮を行って頂きますよう併せてお願いします。

湯前第1428号
令和4年7月26日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

湯前町長 長谷 和人



球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)に関する意見について(回答)

令和4年7月1日付け河第364号で照会がありました球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)につきまして、特段の意見はありません。

なお、事業の実施にあたっては、特に下記にご留意いただくと共に、日頃からの河川の維持管理にご尽力頂きますようお願いいたします。

記

1. 令和2年7月豪雨をはじめ、近年の異常気象等により激甚化、頻発化する河川災害の防止や軽減を図るべく、早期事業完了に努めて頂きたい。
1. 国、県及び市町村、農林漁業団体等のあらゆる関係分野との連携を密にし、河川整備だけでなく、「森林整備、治山・砂防対策、水田貯留機能向上」を含めた一体的、計画的な流域治水を進めて頂きたい。
1. 河川整備計画については、長期的な計画となるため、今後の気候変動、土地利用状況、社会経済状況を配慮し、適宜見直しを行いながら進めて頂きたい。
1. 事業着手時や工事着工前は、地元住民や関係者への丁寧な説明に努めて頂きたい。
1. 適正な維持管理による防災、減災への対応として、引き続き堆積土砂の除去や護岸雑草処理等の河川管理に努めると共に、雨量・水量等の監視体制強化にも努めて頂きたい。
また、小規模な工事・修繕が必要な個所においては、被害拡大防止のため迅速な対応に努めて頂きたい。

水建第 222 号
令和4年(2022年)7月26日

熊本県知事 蒲島郁夫 様

水上村長 中 嶽 弘 継



意 見 書

令和4年(2022年)7月1日付け河第364号で依頼ありました、河川法施行令第10条の4
第2項に基づく、球磨川水系河川整備計画[国管理区間]に関する意見聴取について、下記
意見を付し意見書を提出します。

記

1. 球磨川水系河川整備計画[国管理区間]について異議ありません。
2. 整備計画[国管理区間]実施については、関係自治体、関係団体、及び、流域住民の意見を十分に取り組み、速やかな事業執行をお願いしたい。
3. 今後の気象状況等を鑑み、状況に合わせた計画内容の見直しも適宜お願いしたい。

相総第447号
令和4年7月22日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

相良村長 吉松 啓



球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)に関する意見について
(回答)

令和4年7月1日付け河第364号に係るこのことについて、下記のとおり回答
します。

記

1 治水対策について

地域住民の生命、財産、安心安全な生活を守るため、球磨川水系河川整備計画に基づき、河川及び地域の土地利用等の特性に応じた河道掘削、遊水地及び堤防等の整備を重点投資事業として迅速的に実施するとともに、河川内の適正な維持管理の充実を図るよう要望します。

2 地域振興について

本村では、第6次総合計画及び復興計画等に基づき、新たな地域振興事業として、川辺川等の自然を活かした地域活性化事業を計画しているため、流域のあらゆる関係者と連携し、川辺川の水質及び多様な生物環境、自然豊かな景観の保全等が図られる取組みを実施されるとともに、球磨川水系河川整備計画に関連する本村の地域振興策の推進についても、国・県・地域が一体となり実施できるよう要望します。

3 地域住民への説明について

球磨川水系河川整備計画の内容及び当該計画に基づき実施される事業については、地域住民への丁寧な説明を継続して実施されるよう要望します。

4 その他について

意見及び修正等について、別紙のとおり取りまとめましたのでご確認ください。

(別紙)

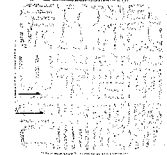
球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)に関する修正等意見

No	頁	意見・修正等
1	14	十島菅原神社の写真を本村保有の写真に変更してほしい。
2	15	球磨川に関わる歴史的資源に「くま川鉄道第四橋梁」を追加できないか。
3	23	本村の主な観光資源に「雨宮神社」「十島菅原神社」「かっぱの墓」を追加してほしい。
4	27	平成 24 年 7 月 12 日の熊本広域大水害を追加したらどうか。
5	132～133	「6) ダムにおける異常洪水時防災操作への対応」中に当該操作はどのような場合に行われるのか、具体的に雨量の目安等の数値を示すことはできないか。
6	142	「6.3.河川情報の発信や共有、環境学習支援等」の 6 行目に「地域住民や小中学校への」とあるが、高校生や事業所等も対象とすべきではないか。
7	144	図 6.7「相良村四浦地区周辺」の写真を相良村四浦地区に整備された「上四浦集落センター」の写真に変更できないか。

五ダム第134号
令和4年7月22日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫 様

五木村長 木 下 丈



球磨川水系河川整備計画[国管理区間] (案) に関する意見について
(回答)

令和4年7月1日付け河第364号により照会がありましたこのことについては下記のとおりです。

記

球磨川水系河川整備計画[国管理区間] (案) については、五木村の安全・安心を最大限確保するため、次の事項に十分に配慮し、対応いただくよう意見します。

- 1 五木村は昭和41年の川辺川ダム建設計画の発表以降、半世紀以上にわたりダム問題に翻弄され続けている。村は大きく衰退し、人口も5分の1以下に減少した結果、村単独での振興は非常に困難な状況となっている。
国はこれまでの歴史と責任を踏まえ、村民に寄り添い、村民が五木村でこれから先も豊かに、安心して末永く暮らしていけるよう、一日も早く国と県は一体となって地域に根ざした振興に最大限取り組むこと
- 2 村民の間で河川整備に伴う環境の悪化など不安が広がっている。事業着手までに環境アセスメントを踏まえた対応を十分に検討し、村民の安全・安心の確保及び合意形成を図り、将来に渡り、村民が安心して暮らせる環境を確保できるよう最大限努めること

山建第468号

令和4年(2022年)7月25日

熊本県知事 蒲島 郁夫 様

山江村長 内山 慶治



球磨川水系河川整備計画〔国管理区間〕(案)に関する意見について(回答)
このことについて、令和4年(2022年)7月1日付け河第364号の照会について下記のとおり回答します。

記

・意見等

人吉・球磨地域の早期安全を確保するため、流水型ダム事業の一日も早い着工を望む。

山江村役場建設課

担当: XXXXXXXXXX

TEL: 0966-23-6449

FAX: 0966-24-5709

